

## リスク評価に関する基本的事項（案）

### 1. 目的

リスク評価は、移入種を意図的に導入することに伴い導入先の生物多様性への影響及び導入によって生ずる生物多様性への影響を、事前に判断するために行う。

### 2. 基本的事項

リスク評価は、移入種を導入しようとする者（導入者）が、自ら情報を入手した上で実施。

移入種を導入することによる影響の予測及び評価は、科学的な情報に基づき実施。

導入の可否は、導入者が提出する導入（使用）計画書及びリスク評価書を基に、行政機関が審査し専門家等の意見も聴いた上で判断。

導入は、生物多様性への影響が少ないと認められる場合に承認。導入（使用）計画を変更しないと影響が大きいと考えられる場合、行政機関が計画の修正を指示し、影響が少ないと認められるよう修正されれば承認。

過去の使用実績等から、生物多様性への影響が小さいと明らかに判断できるものは、承認を得る手続きは不要。

承認された導入（使用）計画は、公表するとともに、同じ導入（使用）計画に従う場合は、リスク評価を含め承認を得る手続きは不要。

### 3. リスク評価の手続き

手続きの流れ及び実施主体は、別紙のフロー図（資料 1-2）に示すとおり。

在来種の分布域外導入についても、都道府県が実施できるよう検討。

### 4. リスク評価の対象

別に示す考え方（資料 1-3）のとおり。

### 5. その他

リスク評価を要する行為の範囲並びにリスク評価の評価項目、評価手法及び行政機関による審査基準等の細部については、別途、生物学等の研究者、各方面の専門家、行政関係者等の意見を聴いて検討。

リスク評価と並行して、導入（使用）に係る移入種の現物の確認を行う必要性、その実施方法等について別途検討。